

18.02

変更出願における出願日の遡及の取扱い

意匠法第13条第1項又は第2項の規定によって、特許出願又は実用新案登録出願を意匠登録出願に変更した場合において、もとの出願の最初の明細書及び図面に、その新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るように具体的に記載されている場合に限り、出願日の遡及を認めることとする。